

令和 8 年度福岡県外国人留学生



奨学金等支援事業

を実施します！

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室

T E L : 092-643-3327

E-mail : k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

事業概要

介護施設等が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図るため、当該留学生に対し、奨学金等を支給（給付または貸付）した場合に、その3分の1を補助します。

【補助額】

	1 対象経費	補助上限額		4 補助対象期間
		2 基準額	3 補助率	
日本語学校	・学費 ・居住費などの生活費※1	年額600,000円以内 年額360,000円以内※3	基準額の 1/3	1年以内
介護福祉士 養成施設	学費	年額600,000円以内	基準額の 1/3	正規の修学期間※2 (2～4年)
	入学準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	就職準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	国家試験受験対策費用	一年度40,000円以内		
	居住費などの生活費※1	年額360,000円以内※3		

※1・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費・通学のための交通費等日常生活上で継続的に発生する経費。
(学費・国家試験受験対策費用を除く。)

※2・・・病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含める。

※3・・・受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下のとおり基準額の加算を行う。

①年額240,000円以内の加算

②入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月額50,000円以内の加算

※4・・・振込手数料や支払い手数料は補助対象外。

対象施設等

福岡県内に所在し、介護保険法上の介護サービスを行う施設・事業所。

補助対象期間

交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日です。

※事業に係る経費の支払いは4月1日から3月31日の間に行っている必要があります。

補助対象となる日本語学校

法務省告示で定める日本語教育機関であって、以下のいずれにも該当するもの。

- 地方出入国管理局から適正校でない旨の通知を過去3年間受けていないこと。
- 各年度の課程修了の認定を受けた者のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数及び日本語能力に関し CEFR の A2 相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者

他制度との併給

留学生が、福岡県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金貸付事業等、類似する他の国庫補助事業を受けている場合、併給することはできません。

但し、他制度と重複しない場合（例：介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で居住費などの生活費を利用する場合等）は支給することができます。

補助金の返還

事業者が留学生に奨学金を支給したが、日本語学校又は介護福祉士養成施設を中退し、又は卒業後に当該事業者において介護業務に従事せず、留学生に奨学金の返済を求める際は、交付された補助金の額を除いて返済させるものとし、この場合には事業者から県への補助金返還は生じない。

但し、補助金の交付を受けた後において、奨学金の額から補助金の額を控除した額を超える額が留学生から返還された場合は、返還された額と、奨学金の額から補助金の額を控除した額との差額を県に返還しなければならない。

【例1】

介護施設等が留学生に対し奨学金を60万円貸与し、県から20万円の補助金を受けた場合
→ 留学生からの返済は40万円

【例2】

例1の場合にあって、事情により留学生から60万円返還された場合
→ 県に20万円返還

会計上の留意点

社会福祉法人が、介護福祉士養成施設卒業後に当該施設に勤務する予定の留学生に対し奨学金事業を行うことは、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）「別紙1 社会福祉法人審査基準」の「第1 社会福祉法人の行う事業」の2に規定する公益事業のうち、(2)ケの「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」に該当します。

介護福祉士養成施設の在学中、法人が留学生をアルバイトとして雇用している場合にあっても、この取扱いで差し支えありません。